

政令第 号

都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十三条第三項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第二項第三号を次のように改める。

- 三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。
  - イ 開発区域の面積の最低限度について、一ヘクタールを超えない範囲で行うこと。
  - ロ 地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

開発許可の基準に係る技術的細目について条例で制限の緩和をする場合の基準のうち公園、緑地又は広場の設置に係るものについて、それらの設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度に係る制限の緩和を行うことができることとする必要があるからである。